

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う神戸市国民健康保険の保険料の減免要綱

福祉局長決定
令和2年6月2日
令和3年4月1日一部改正
令和4年4月1日一部改正

(目的)

第1条 この要綱は、神戸市国民健康保険条例施行規則（昭和35年12月規則第75号）（以下「国保条例施行規則」という）第13条の2の規定及び、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民健康保険の保険料（以下、「保険料」という。）の減免に関する規則（令和2年6月規則第15号。以下、「コロナ減免規則」という）の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 主たる生計維持者 原則として世帯主をいう。
- (2) 事業収入等 所得税法に規定される、事業所得、不動産所得、山林所得、給与所得に係る、それぞれの事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入をいう。
- (3) 合計所得金額 神戸市国民健康保険条例（昭和35年10月19日条例第24号 以下、「条例」という。）第18条の2第1項の例により算定した総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額（非自発的失業者負担軽減措置を適用しないで算定した場合の合算額とする。）をいう。
- (4) 非自発的失業者 国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定し、条例第23条の3第1項の規定により、非自発的失業者の負担軽減措置として、条例18条の2を読み替えることで、該当する給与所得を100分の30とみなして保険料計算を算定される対象者をいう。

(減免の申請)

第3条 コロナ減免規則に規定する減免の申請を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 減免を受けようとする理由

2 減免の申請をする者が減免の申請事項について、非協力的または消極的であるため事実の確認が困難であるときは、申請を却下することができる。

(減免の認定)

第4条 コロナ減免規則各号の認定に当たっては、納付義務者等から要件に該当する事実を証する書類の提出または提示を受けて行う。但し、当該証明書により認定することができないやむを得ない理由があると市長が認める場合は、書面による申し立てにより認定することができる。

2 前項に掲げる書面の提出が困難な状況にあってやむを得ないと市長が認める場合は、納付義務者等から電話等による聞き取りによって認定することができる。

(申請の期限)

第5条 コロナ減免規則各号に該当する場合の減免の申請期限は次の各号のとおりとする。

- (1) 令和元年度分及び令和2年度分の保険料であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合にあつては特別徴収対象年金給付の支払日。以下同じ。)が到来する保険料 令和3年3月31日まで
- (2) 令和3年度分の保険料であって、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に普通徴収の納期限が到来する保険料 令和4年3月31日まで
- (3) 令和4年度分の保険料であって、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収の納期限が到来する保険料 令和5年3月31日まで

(申請の期限の特例)

第6条 前条第1号及び2号に掲げるものの申請の期限の特例については次の各号の通りとする。

- (1) 令和3年度末に神戸市国民健康保険資格を取得したこと等により令和4年4月以後に普通徴収の納期限が到来するもの 令和5年3月31日まで
 - (2) 減免対象期間中に既に徴収した保険料がある場合で、徴収前に減免の申請が出来なかったやむを得ない理由があると市長が認める場合 令和5年3月31日まで
- 2 前項の場合であっても、国民健康保険法第110条の2に規定する期間を超えるものについては減免を適用することができない。

(保険料の減免対象及び減免額の算定)

第7条 コロナ減免規則各号の要件に該当する世帯の保険料の減免額の算定方法は以下のとおりとする。

- ア 表1で算定した対象保険料額に、表2の前年の合計所得金額の区分に応じた減免割合を乗じて得た額を算定する。
 - イ 前号で算定した額の当該世帯の被保険者全員について算定した保険料額に対する割合を算出する。
 - ウ 当該世帯の被保険者全員について算定した保険料額に、前号で算出した割合で表3の区分の該当欄に掲げる減免率を乗じて得た額を減免するものとする。
- 2 事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、表1で算出した対象保険料額の全部を免除する。
- 3 非自発的失業者については、前年の給与所得を100分の30とみなすことによって当該保険料軽減を行うこととし、第1項に規定する給与収入の減少に伴う保険料の減免は行わない。なお、非自発的失業者の給与収入の減少に加えて、その他の事由による事業収入等の減少が見込まれるため、保険料の減免を行う必要がある場合は、次の各号により合計所得金額を算定するものとする。
- (1) 表1のCの合計所得金額の算定に当たっては、非自発的失業者の保険料軽減制度を適用した後の所得を用いる。
 - (2) 表2の合計所得金額の算定に当たっては、非自発的失業者の保険料軽減制度による軽減前の所得を用いる。

(複数の減免事由等の重複適用)

第8条 コロナ減免規則各号に規定する減免要件のうち双方の事由に該当するときは、年間保険料がより低額となるいずれか1件のみに該当して重複適用はしないものとする。

- 2 コロナ減免規則で規定する保険料の減免と国保条例施行規則第13条に規定する保険料の減免のいずれにも該当するときは、年間保険料がより低額となるよう減免を適用し、重複適用は行わないものとする。

る。

(減免の承認等決定通知)

第9条 コロナ減免規則に規定する減免の承認および不承認並びに決定通知は、条例第23条及び条例施行規則第13条の4第2項の規定により行うこととする。但し、保険料の減免の申請を承認した場合において保険料の減免に係る変更の納入通知書を発行するときは、減免の承認決定通知を省略することができる。

(保険料の減免の取消し)

第10条 コロナ減免規則に規定する減免を適用した後に、虚偽または、その他不正の行為により保険料の減免を受けたことが判明した場合は、当該減免を取消し、併せて当該減免により不正に免れた保険料の全額を一時に賦課徴収する。

(表 1)

対象保険料額 = $A \times B / C$
A : 当該世帯の被保険者全員について算定した保険料額
B : 減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額 (減少することが見込まれる事業収入等が二以上ある場合はその合計額)
C : 被保険者の属する世帯の主たる生計維持者及び当該世帯に属するすべての被保険者につき算定した前年の合計所得金額

(表 2)

世帯の主たる生計維持者の 前年の合計所得金額	減額又は免除の割合
300 万円以下であるとき	全部
400 万円以下であるとき	10 分の 8
550 万円以下であるとき	10 分の 6
750 万円以下であるとき	10 分の 4
1000 万円以下であるとき	10 分の 2

(表 3)

第 7 条イで算定した割合	減免率
90%超～100%以下のとき	10 割
80%超～ 90%以下のとき	9 割
70%超～ 80%以下のとき	8 割
60%超～ 70%以下のとき	7 割
50%超～ 60%以下のとき	6 割
40%超～ 50%以下のとき	5 割
30%超～ 40%以下のとき	4 割
20%超～ 30%以下のとき	3 割
10%超～ 20%以下のとき	2 割
0%超～ 10%以下のとき	1 割

附則

(施行期日)

この要綱は、公布の日から施行し、令和 2 年 2 月 1 日から適用する。

(施行期日)

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。